

正誤表

下記のとおり、誤記（下線部分）がありましたので訂正いたします。

<本文>

○p. 8 表9 不開示情報に該当することを理由とするもの及び存否応答拒否によるものの内訳

(正)

表9 不開示情報に該当することを理由とするもの及び存否応答拒否によるものの内訳

(単位：件、%)

不開示情報の区分		不開示情報に該当 (比率)		存否応答拒否 (比率)	
		件数	比率	件数	比率
		3,777		69	
内訳	第1号 個人に関する情報	2,744	(72.7)	54	(78.3)
	第1号の2 非識別加工情報等	3	(0.1)	0	(0.0)
	第2号 法人等に関する情報	1,636	(43.3)	14	(20.3)
	第3号 審議、検討等に関する情報	115	(3.0)	7	(10.1)
	第4号 事務又は事業に関する情報	1,324	(35.1)	18	(26.1)
	イ 国の安全等に関する情報	5	(0.1)	0	(0.0)
	ロ 公共の安全等に関する情報	45	(1.2)	1	(1.4)
イ及びロ以外		1,293	(34.2)	17	(24.6)

(誤)

表9 不開示情報に該当することを理由とするもの及び存否応答拒否によるものの内訳

(単位：件、%)

不開示情報の区分		不開示情報に該当 (比率)		存否応答拒否 (比率)	
		件数	比率	件数	比率
		3,777		69	
内訳	第1号 個人に関する情報	2,744	(72.6)	54	(78.3)
	第1号の2 非識別加工情報等	3	(0.1)	0	(0.0)
	第2号 法人等に関する情報	1,636	(43.3)	14	(20.3)
	第3号 審議、検討等に関する情報	115	(3.0)	7	(10.1)
	第4号 事務又は事業に関する情報	1,324	(35.0)	18	(26.1)
	イ 国の安全等に関する情報	5	(0.1)	0	(0.0)
	ロ 公共の安全等に関する情報	45	(1.2)	1	(1.4)
イ及びロ以外		1,293	(34.2)	17	(24.6)

<事例表>

- 資料9 調査日現在、処理方針の検討中、審査会への諮問準備中等としている事案のうち、審査請求を受けてから90日を超過しているもの

(正)

- 調査日現在、処理方針の検討中、審査会への諮問準備中等としている事案のうち、審査請求を受けてから90日を超過しているもの(資料9)

独立行政法人等名	件数	要した日数	90日以内に諮問できなかった主な特段の事情(○)、再発防止策(⇒)
医薬品医療機器総合機構	1	<u>799</u>	<p>【特定医薬品にかかる治験実施計画書に係る文書】</p> <p>○審査請求書において求める内容が明確でないため書面で補正の求めを出したが応答がなく、その後、電話での確認連絡を行い、審査請求人から補正を行う旨の話があったもののその後も連絡がなく、情報公開担当部署においても再度書面での補正内容の追加確認を行っていなかったため。</p> <p>⇒審査請求人に口頭で補正の意思を確認したものの、相当の期間が経過しても回答がない場合には、書面を発出し、再度相当の期間を定めて補正を求めることとする。また、情報公開窓口においても事案の進行管理を徹底し、事案を滞留させないように努める。</p>

(誤)

- 調査日現在、処理方針の検討中、審査会への諮問準備中等としている事案のうち、審査請求を受けてから90日を超過しているもの(資料9)

独立行政法人等名	件数	要した日数	90日以内に諮問できなかった主な特段の事情(○)、再発防止策(⇒)
医薬品医療機器総合機構	1	<u>769</u>	<p>【特定医薬品にかかる治験実施計画書に係る文書】</p> <p>○審査請求書において求める内容が明確でないため書面で補正の求めを出したが応答がなく、その後、電話での確認連絡を行い、審査請求人から補正を行う旨の話があったもののその後も連絡がなく、情報公開担当部署においても再度書面での補正内容の追加確認を行っていなかったため。</p> <p>⇒審査請求人に口頭で補正の意思を確認したものの、相当の期間が経過しても回答がない場合には、書面を発出し、再度相当の期間を定めて補正を求めることとする。また、情報公開窓口においても事案の進行管理を徹底し、事案を滞留させないように努める。</p>